

アピアランスケア Q&A

Q：助成を受けることができる人は誰ですか

A：次のすべてに該当する方を対象とします。

- ☐申請日時点で青梅市に住民票がある方
- ☐がん治療を過去に受けたことがある方、または、現在、受けている方
- ☐がん治療による脱毛、乳房切除等に伴い補整具を購入・賃借した方
- ☐他の法令等にもとづく同種の助成を受けていない方

Q：助成対象品は何ですか。

A：次の補正具等を対象とします。

- ・医療用ウィッグ（装着用ネット含む）
- ・毛付き帽子
- ・人工乳房その他の補整用人工物
- ・補整下着
- ・弾性着衣 等

Q：未成年の子どものために購入した場合等に、家族が代理で申請することはできますか。

A：生計を同じくしている方であれば申請できます。申請書の「申請者」の部分に代理で申請する方の情報を記入し、対象者の欄にがん患者さんの情報を記入して下さい。

Q：手術をしてから1年以上経過しているのですが、これからウィッグ等を購入した場合、助成の対象となりますか。

A：はい、対象となります。手術を受けた日は問わず、ウィッグ等を購入してから1年以内に申請した方が助成対象となります。

Q：何回まで申請できますか。

A：生涯2回まで申請可能です。

申請1回あたりの上限金額は20,000円（消費税を含む）となります。

Q：申請する助成金額は消費税を含みますか。

A：申請する助成金額は消費税を含みます。ただし、購入にかかった送料や手数料は対象になりません。助成対象品本体にかかる経費（消費税を含む）のみです。

費用の合計が2万円未満の場合は、その額が助成金額となります。

Q：申請に必要な書類はどこでもらえますか。

A：助成金交付申請書兼請求書は健康センター窓口または市公式 HP で取得できます。

Q：本人確認書類には顔写真が必要ですか。

A：不要です。住所と氏名が確認できる書類であれば問題ありません。

Q：ウィッグ等購入時、領収書を該当する本人の氏名ではなく、同居の家族宛で記載してしまいました。申請可能でしょうか。

A：市で本人や家族関係が確認できる場合は申請が可能です。この場合、宛名が記載されている家族を申請者として申請書を作成してください。

Q：生活保護受給者も対象ですか？また補助金は収入扱いとなりますか？

A：助成対象となります。収入扱いにはなりません。

Q：腰椎のコルセットは対象となりますか。

A：原則として、がん治療に伴う外見（アピアランス）の変化に悩みを抱えている患者さんに対する支援であるためコルセットは対象となりません。

その他、ご不明な点等ございましたら、下記お問い合わせまでお気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

青梅市健康センター 平日 8:30～17:15 ☎ 0428-23-2191

アピアランスケア担当(青梅市がん患者医療用補整具購入費等助成事業担当)